

委員会提出議案第12号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年12月16日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

議会運営委員長 渡 部 寛 一

提案理由

重大な感染症のまん延防止措置等のため、委員会への出席が困難となった場合に、オンラインを活用した会議の開催を可能とするため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（会議の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置が必要と認めるとき又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条及び第17条の出席委員とする。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（秘密会）</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第15条の2第1項に規定するオンラインを活用した会議については、この限りでない。</u></p> <p>2 【略】</p>	<p>（秘密会）</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。